

第 期事業報告書（ 年 月 日から
年 月 日まで）

年 月 日提出

商号又は名称

住所又は所在地

氏名

（法人にあっては、代表者の役職氏名）

（注意事項）

法附則第3条の3第1項の規定による届出書又は同条第4項の規定により適用する法第63条の9第7項の規定による届出書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、氏名を記載する欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

1 業務の状況

- (1) 届出年月日
- (2) 行っている業務の種類
- (3) 当期の業務概要

(4) 説明書類に記載する事項

- | |
|-----------------------|
| 1 別紙様式第三十六号に記載されている事項 |
| 2 事業報告書に記載されている事項 |

(5) 株主総会決議事項の要旨

(6) 役員及び使用人の状況

① 役員及び使用人の総数

	役 員		使 用 人	計
		うち非常勤		
総 数	名	名	名	名

② 役員の状況

役 職 名	氏 名 又 は 名 称

③ 国内における代表者の状況

氏名、商号又は名称	住 所 又 は 所 在 地	電 話 番 号

④ 役員の業績連動報酬の状況

役員の業績連動報酬の状況

(7) 主たる営業所又は事務所及び移行期間特例業務を行う営業所又は事務所の状況

名 称	所 在 地	役員及び使用人
		名
計 店		計 名

(8) 株主の状況

氏名又は名称	住 所 又 は 所 在 地	割 合
その他 (名)		%
計 名		100.00%

(9) 外部監査の状況

公認会計士又は監査法人の氏名 又は名称	監 査 の 内 容

(10) 内部管理の状況

--

(注意事項)

1 業務の状況

(2) 行っている業務の種類

当期末現在において行っている業務について、法附則第3条の3第5項第1号イに掲げる行為に係る業務を行っている場合は「投資一任契約に基づく運用」と、同号ロに掲げる行為に係る業務を行っている場合は「外国投資信託の受益証券に係る運用」と、同号ハに掲げる行為に係る業務を行っている場合は「法第2条第2項第6号に掲げる権利に係る運用」と、法附則第3条の3第5項第2号イに掲げる行為に係る業務のうち、募集の取扱いに係る業務を行っている場合は「募集の取扱い」と、同号イに掲げる行為に係る業務のうち、私募の取扱いに係る業務を行っている場合は「私募の取扱い」と、同号ロ又はハに掲げる行為に係る業務のうち、募集に係る業務を行っている場合は「募集」と、同号ロ又はハに掲げる行為に係る業務のうち、私募に係る業務を行っている場合は「私募」と記載し、他にしている事業がある場合は当該事業の種類を記載すること。なお、当期中において変更があった場合には、その旨を注記すること。

(3) 当期の業務概要

当期における事業活動に関する概況、事業成績の概況その他営業成績に影響を及ぼした重要事項の概要を記載すること。

(4) 説明書類に記載する事項

法附則第3条の3第4項（同条第7項において準用する場合を含む。）の規定により適用する法第63条の12第3項の規定に基づき作成する説明書類に記載する事項が、別紙様式第三十六号に記載されている事項か、事業報告書に記載されている事項かの別について、該当する番号を○で囲むこと。

(5) 株主総会決議事項の要旨

届出者が株式会社である場合には、当期に係る定時及び臨時株主総会の開催年月日及び決議事項の要旨を簡潔に記載すること。ただし、移行期間特例業務に関連しない決議事項にあつては、記載を要しない。

(6) 役員及び使用人の状況

① 役員及び使用人の総数

当期末現在における役員及び使用人（移行期間特例業務に従事する役員及び使用人に限る。②において同じ。）について記載すること。

② 役員の状況

当期末現在における役員の状況について記載すること。ただし、外国法人にあっては、国内における代表者（法附則第3条の3第3項第2号ハに規定する者をいう。

③において同じ。）について③に記載すれば足りる。

③ 国内における代表者

届出者が外国法人である場合には国内における代表者について記載し、それ以外の場合は記載を要しない。

④ 役員の業績連動報酬の状況

役員の報酬等（報酬、賞与その他その職務執行の対価としてその会社から受ける財産上の利益であって、直近事業年度に係るもの及び直近事業年度において受け、又は受ける見込みの額が明らかとなったもの（直近事業年度前のいずれかの事業年度に係る事業報告書に記載したものを除く。）をいう。以下④において同じ。）に業績連動報酬（その運用財産の運用として行った取引により生ずる利益に関する指標を基礎として算定される報酬等をいう。以下④において同じ。）が含まれる場合においては、以下を記載すること。

イ 業績連動報酬と業績連動報酬以外の報酬等の支給割合の決定に関する方針を定めているときは、当該方針の内容を記載すること。

ロ 当該業績連動報酬に係る指標、当該指標を選択した理由及び当該業績連動報酬の額の決定方法を記載すること。

ハ 取締役（監査等委員及び社外取締役を除く。）、監査等委員（社外取締役を除く。）、監査役（社外監査役を除く。）、執行役及び社外役員の区分ごとに、業績連動報酬の総額及び役員報酬に占める比率並びに対象となる役員の員数を記載すること。

ニ 直近事業年度における当該業績連動報酬に係る指標の目標及び実績について記載すること。また、当該報酬等の全部又は一部が非金銭報酬等であるときは、その内容を記載すること。

(7) 主たる営業所又は事務所及び移行期間特例業務を行う営業所又は事務所の状況

当期末現在における主たる営業所又は事務所及び移行期間特例業務を行う営業所又は事務所（以下(7)において「営業所等」という。）について記載すること。なお、当期中において、営業所等の設置若しくは廃止があった場合又は営業所等の名称若しくは所在地に変更があった場合には、その旨を注記すること。

(8) 株主の状況

届出者が株式会社である場合には、当期末現在における上位10位までの株主及びその他の株主について記載すること。なお、「割合」の欄には、総株主等の議決権に占める当該株主が保有する株式に係る議決権の割合を、小数点以下第3位以下を切り捨て、小数点以下第2位まで記載すること。

(9) 外部監査の状況

財務諸表について、公認会計士又は監査法人による外部監査を、年1回以上の頻度で受けている場合に記載すること。

「監査の内容」の欄には、当該外部監査の内容について、法定監査又は任意監査の別及び結果の概要を具体的かつ簡潔に記載すること。

(10) 内部管理の状況

リスク管理を含めた運用管理、情報管理、利益相反を防止するための態勢整備の状況等について記載すること。

(11) 法附則第3条の3第5項第1号イ又は第2号イに掲げる行為に係る業務の状況

① 契約件数等

	海外			小計	国内		小計	合計
	法附則第3条の3第6項第1号に掲げる者	法附則第3条の3第6項第2号に掲げる者	法附則第3条の3第6項第3号に掲げる者		法附則第3条の3第6項第2号に掲げる者	法附則第3条の3第6項第3号に掲げる者		
契約件数	件	件	件	件	件	件	件	件
運用財産総額	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
割合	%	%	%	%	%	%	%	

(注意事項)

- 「契約件数」の欄及び「運用財産総額」の欄には、期末における数値を記載すること。外貨建ての契約の場合は、期末の外国為替レートにより邦貨換算すること。
- 「割合」の欄には、各運用財産総額の運用財産総額の合計額に占める割合（小数点以下第2位以下を切り捨て、小数点以下第1位まで記載すること。）を記載すること。

② 運用受託報酬 百万円

③ 自己又は関係会社が発行する有価証券の組入れ状況

運用財産総額	うち自己発行有価証券	うち関係会社発行有価証券
	百万円	百万円
割合	%	%

(注意事項)

自己又は関係会社（親法人等、子法人等又は第126条第3号に規定する関係外国法人等をいう。以下同じ。）が発行する有価証券の組入金額及び当該金額の運用財産総額に占める割合（小数点以下第2位以下を切り捨て、小数点以下第1位まで記載すること。）について記載すること。

④ 運用財産のファンドへの投資の状況

投資先ファンドの種類	価額の算出者	ファンド関係者における関係会社の名称等

(注意事項)

- 1 投資先のファンド関係者（対象有価証券（第130条第3項に規定する対象有価証券をいう。以下この注意事項において同じ。）の発行者、対象有価証券に係る権利を有する者から出資又は拠出を受けた資産（以下1において「ファンド資産」という。）の運用に係る重要な業務を行う者、ファンド資産の保管に係る重要な業務を行う者、ファンド資産の監査に係る業務を行う者その他ファンド資産の運用、保管及び監査に係る業務以外の当該対象有価証券の価額の算出方法又は当該価額を報告する方法に関する事項に係る重要な業務を行う者をいう。）のうちに関係会社がある場合に記載すること。
- 2 運用財産の運用として対象有価証券に投資している場合に、投資先ファンドの種類（投資先となる対象有価証券の種類をいう。）ごとに区分して、当該対象有価証券の価額の算出を行う者の商号又は名称並びに当該関係会社の商号又は名称、それらの者の役割分担及び届出者との関係内容を記載すること。
- 3 基準日における対象有価証券の価額が全ての投資先となる対象有価証券の価額の合計額の百分の一以上に相当する額である当該対象有価証券に係るファンドについて記載すること。

⑤ 運用財産の投資対象の時価に係る情報

イ 時価を把握することが困難である投資対象

運用財産が保有する投資対象の区分	投資対象の保有額	左記のうち時価を把握することが困難である投資対象の保有額	割合
法附則第3条の3第3項第1号へに規定する有価証券	百万円	百万円	%
その他	百万円	百万円	%
全体	百万円	百万円	%

(注意事項)

運用財産が保有する投資対象の区分ごとに、投資対象の保有額、情報ベンダー（投資に関する情報を提供する業者の総称で、経済指標、市場情報、時価情報等の提供を行っている者をいう。）から価格を入手できない等、時価を把握することが困難と認め

られる投資対象の保有額及び当該保有額の投資対象の保有額に占める割合（小数点以下第2位以下を切り捨て、小数点以下第1位まで記載すること。）を記載すること。ただし、主として不動産を原資産とする有価証券を投資の対象とする投資一任契約であって、権利者が当該投資一任契約に係る業務を行うために設立された法人である場合については、記載を要しない。

□ 時価を把握することが困難である理由

--

- ⑥ 外国投資信託の受益証券、外国投資証券又は法第2条第2項第6号に係るみなし有価証券の募集の取扱い又は私募の取扱いの状況（同号に係るみなし有価証券にあつては、電子募集取扱業務に係るもの及び電子記録移転有価証券表示権利等に関する業務に係るものを除く。⑦において同じ。）

（単位：百万円）

区分	募 集 の 取 扱 高	私 募 の 取 扱 高
外国投資信託の受益証券	()	()
外国投資証券	()	()
法第2条第2項第6号に係る みなし有価証券	()	()

（注意事項）

- 外国投資信託の受益証券、外国投資証券又は法第2条第2項第6号に係るみなし有価証券ごとに額面金額を集計し記載すること。
 - 「募集の取扱高」及び「私募の取扱高」の欄には、募集又は私募に係る有価証券の売りさばきのみを取り扱った場合の取扱高を記載すること。
- ⑦ 募集の取扱い又は私募の取扱いを行った法第2条第2項第6号に係るみなし有価証券の状況

権利の名称		
事業の内容	(商品分類)	(内容)
出資者数	名	
有価証券の種類		
募集・私募の別		

発行者の名称			
	国名、監督当局等		
設定年月日			
募集・私募の期間			
存続期間の終期			
出資額	総出資額	総出資額 (1年前)	1口当たりの出資額
	円 口 ()	円 口	円
	うち暗号等資産での出資	うち暗号等資産での出資(1年前)	
	円	円	
純資産額	純資産額	純資産額 (1年前)	増減率
	円	円	%
	1口当たり純資産額	1口当たり純資産額(1年前)	
	円	円	
総資産額	総資産額	総資産額 (1年前)	増減率
	円	円	%
ファンドの資産構成	区分	金額	備考
	現金・預金	円	
	有価証券	円	
	デリバティブ資産	円	
	暗号等資産	円	
		円	
	合計	円	
配当額(分配額)	配当等利回り	直近1年間の総支払配当等額	設定来総支払配当等累計額
	%	円	円

想定配当等利回り	%		
解約額	円	口	名
償還額	円	口	名
ファンドの財務諸表監査の有無			
発行者との関係			
出資金払込口座の所在地			
資金の流れ			

(注意事項)

- 法第2条第2項第6号に係るみなし有価証券ごとに表を作成して記載すること。ただし、発行者が関係会社以外であって、発行者から記載事項にかかる情報を入手できない同号に係るみなし有価証券については、「権利の名称」の欄に、権利の名称又は種類を記載し、「出資者数」の欄のみ記載すれば足りる。
当事業年度において募集の取扱い又は私募の取扱いの実績がなくとも、過去に募集の取扱い又は私募の取扱いを行った同号に係るみなし有価証券で、存続期間の終期が当事業年度以降に設定されているものについては、当該みなし有価証券についても記載すること。
存続期間の終期が存在しない又は存続期間の終期を把握できない同号に係るみなし有価証券については、「存続期間の終期」の欄に、それぞれ「なし」又は「把握不可」である旨を記載して、募集の取扱い又は私募の取扱いを行った日を含む事業年度以降5事業年度の事業報告書に記載すること。
- 本表は当事業年度末を基準時として作成すること。ファンド（法第2条第2項第6号に係るみなし有価証券を有する者から出資又は拠出を受けた資産をいう。以下この注意事項において同じ。）の計算期間と移行期間特例業務の届出を行った者の事業年度が異なる場合には、当事業年度末以前の直近の計算期間末を基準時として記載すること。
- 「事業の内容」の欄には、出資又は拠出を受けた金銭を充てて行う事業の内容を具体的に記載すること。
- 「有価証券の種類」の欄には、外国の法令に基づく権利であって、「民法上の組合契約」、「匿名組合契約」、「投資事業有限責任組合契約」、「有限責任事業組合契約」、「社団法人の社員権」又は「その他の権利」に類するものの別について記載すること。また、「その他の権利」に類するものにあつては、具体的にその内容を記載すること。なお、その準拠法の名称及び主な内容を記載すること。
- 「発行者の名称」の欄には、国名及び当該発行者が監督を受けている外国の当局の有無並びに当該当局がある場合にあつては、その名称及び当該監督の主な内容を含めて記載すること。

6 「総出資額」の欄には、基準時におけるファンドの出資額の残高（累積出資額から償還・解約等された分を控除したもの）及び持分の総数を記載すること。このうち、当該ファンドの計算期間中に新規に出資又は拠出を受けた分については、下段に内書（括弧書）としてその金額及び持分の総数を記載すること。ただし、計算期間が1年でない場合は、直近の1年間において新規に出資又は拠出を受けた分を記載すること。また、暗号等資産での出資がある場合には、その残高（金額）及び邦貨換算に用いた標準を記載すること。なお、金額による記載が困難なものについては、合理的な単位をもって記載すること。

「総出資額（1年前）」の欄には、基準時が含まれる計算期間の直前の計算期間末の総出資額及び持分の総数を記載すること。ただし、計算期間が1年でない場合は、基準時の1年前の日の直前の計算期間末における総出資額を、当該計算期間末の日付とともに記載すること。また、暗号等資産での出資がある場合には、その残高（金額）及び邦貨換算に用いた標準を記載すること。なお、金額による記載が困難なものについては、合理的な単位をもって記載すること。

7 「ファンドの資産構成」の欄には、それぞれの資産の区分ごとに残高（金額）を記載すること。現金・預金、有価証券、デリバティブ資産及び暗号等資産以外の資産の区分に該当する資産については、具体的な資産の内容を記載した上で、残高（金額）を記載すること。なお、暗号等資産については邦貨換算に用いた標準を記載することとし、金額による記載が困難なものについては、合理的な単位をもって記載すること。また、「備考」の欄には、それぞれの資産の区分ごとに外国に所在する資産の残高（金額）、割合及び邦貨換算した際の外国為替レートを記載すること。

なお、有価証券の資産の区分のうちに非上場株式に係るものが含まれている場合には、その旨及び残高（金額）についても記載すること。

8 「想定配当等利回り」の欄には、予定利回り、目標利回りその他の名称を問わず、法第2条第2項第6号に係るみなし有価証券の取得勧誘時に顧客に提示した配当等の利回り（年率）を記載すること。

9 「解約額」の欄には、基準時が含まれる計算期間中に解約を行った額の合計、その口数及びその人数を記載し、「償還額」の欄には、基準時が含まれる計算期間中に償還期限が到来して償還を行った額の合計、その口数及びその人数を記載すること。ただし、ファンドの計算期間が1年でない場合は、直近の1年間において解約又は償還を行った分を記載すること。

10 「発行者との関係」の欄には、法第2条第2項第6号に係るみなし有価証券の募集の取扱い又は私募の取扱いを行う者と発行者との関係内容を記載すること。

11 「出資金払込口座の所在地」の欄には、顧客が出資金を払い込む口座の所在する国又は地域の名称を記載すること。

12 「資金の流れ」の欄には、ファンドに係る送金若しくは送付又は管理若しくは保管を行う者の商号又は名称及び役割を記載すること。

13 本表について、これによりがたいやむを得ない事情がある場合には、誤解を生じさせない範囲内において、これに準じて記載することができる。

- ⑧ 電子募集取扱業務における法第2条第2項第6号に係るみなし有価証券の募集の取扱い又は私募の取扱いの状況（電子募集取扱業務に係るものに限り、電子記録移転有価証券表示権利等に関する業務に係るものを除く。⑨において同じ。）

（単位：百万円）

区分	募 集 の 取 扱 高	私 募 の 取 扱 高
法第2条第2項第6号に係る みなし有価証券	()	()

（注意事項）

⑥の注意事項に準じて記載すること。

- ⑨ 募集の取扱い又は私募の取扱いを行った法第2条第2項第6号に係るみなし有価証券の状況

権利の名称			
事業の内容	(商品分類)	(内容)	
出資者数	名		
有価証券の種類			
募集・私募の別			
発行者の名称			
	国名、監督当局等		
設定年月日			
募集・私募の期間			
存続期間の終期			
出資額	総出資額	総出資額 (1年前)	1口当たりの出資額
	円 口 ()	円 口	円
	うち暗号等資産で の出資	うち暗号等資産で の出資 (1年前)	
	円	円	
純資産額	純資産額	純資産額 (1年前)	増減率
	円	円	%
	1口当たり純資産 額	1口当たり純資産 額 (1年前)	
	円	円	

総資産額	総資産額	総資産額 (1 年前)	増減率
	円	円	%
ファンドの資産構成	区分	金額	備考
	現金・預金	円	
	有価証券	円	
	デリバティブ資産	円	
	暗号等資産	円	
		円	
	合計	円	
配当額（分配額）	配当等利回り	直近 1 年間の総支払配当等額	設定来総支払配当等累計額
	%	円	円
想定配当等利回り	%		
解約額	円	口	名
償還額	円	口	名
ファンドの財務諸表監査の有無			
発行者との関係			
出資金払込口座の所在地			
資金の流れ			

（注意事項）

⑦の注意事項に準じて記載すること。

- ⑩ 法第 2 条第 2 項第 6 号に係るみなし有価証券の募集の取扱い又は私募の取扱いの状況
（電子記録移転権利から除かれたものに限る。⑪において同じ。）

（単位：百万円）

区分	募 集 の 取 扱 高	私 募 の 取 扱 高
法第 2 条第 2 項第 6 号に係る みなし有価証券	()	()

（注意事項）

⑥の注意事項に準じて記載すること。

⑪ 募集の取扱い又は私募の取扱いを行った法第2条第2項第6号に係るみなし有価証券の状況

権利の名称			
事業の内容	(商品分類)	(内容)	
出資者数	名		
有価証券の種類			
募集・私募の別			
発行者の名称			
	国名、監督当局等		
設定年月日			
募集・私募の期間			
存続期間の終期			
出資額	総出資額	総出資額 (1年前)	1口当たりの出資額
	円 口 ()	円 口	円
	うち暗号等資産での出資	うち暗号等資産での出資(1年前)	
	円	円	
純資産額	純資産額	純資産額 (1年前)	増減率
	円	円	%
	1口当たり純資産額	1口当たり純資産額(1年前)	
	円	円	
総資産額	総資産額	総資産額 (1年前)	増減率
	円	円	%

	区分	金額	備考
ファンドの資産構成	現金・預金	円	
	有価証券	円	
	デリバティブ資産	円	
	暗号等資産	円	
		円	
	合計	円	
配当額（分配額）	配当等利回り	直近1年間の総支払配当等額	設定来総支払配当等累計額
	%	円	円
想定配当等利回り	%		
解約額	円	口	名
償還額	円	口	名
ファンドの財務諸表監査の有無			
発行者との関係			
出資金払込口座の所在地			
資金の流れ			

（注意事項）

⑦の注意事項に準じて記載すること。

(12) 法附則第3条の3第5項第1号口又は第2号口に掲げる行為に係る業務の状況

① 設定及び償還の状況

前期末		設定ファンド数	償還ファンド数	期中元本増減額	当期末	
ファンド数	元本額				ファンド数	元本額
	百万円			百万円		百万円

（注意事項）

運用を行うファンドに係る、前期末残高、当期中における新規設定、償還、期中増減額及び当期末残高を記載すること。

② 外国投資信託運用資産一覧表

外国投資信託名	設定年月日	信託期間	当初設定額	純資産総額	基準価額	過去1年間の収益金込み基準価額の騰落率	設定来年平均受益者利回り	備考
			百万円	百万円	円	%	%	

(注意事項)

- 1 単位型株式外国投資信託、追加型株式外国投資信託、単位型公社債外国投資信託、追加型公社債外国投資信託、単位型不動産外国投資信託、追加型不動産外国投資信託、単位型その他外国投資信託、追加型その他外国投資信託及び親外国投資信託ごとに分けて記載すること。
- 2 記載は、設定日の順序で記載すること。
- 3 追加型外国投資信託については、「設定来年平均受益者利回り」の欄の記載を要しない。
- 4 運用の指図に係る外部委託を行っている場合は、「備考」の欄に外部委託先名を付記すること。
- 5 外貨建てファンドの場合は、設定日及び期末の外国為替レートにより邦貨換算すること。

また、「過去1年間の収益金込み基準価額の騰落率」については、期首及び期末の外国為替レートにより邦貨換算した基準価額により計算すること。「設定来年平均受益者利回り」については、設定日及び期末の外国為替レートにより邦貨換算した基準価額により計算すること。

③ 委託者報酬 _____ 百万円

④ 自己又は関係会社が発行する有価証券の組入れ状況

運用財産総額	うち自己発行有価証券		うち関係会社発行有価証券	
	百万円	百万円	百万円	百万円
割合		%		%

(注意事項)

- (1)③の注意事項に準じて記載すること。

⑤ 運用財産のファンドへの投資の状況

投資先ファンドの種類	価額の算出者	ファンド関係者における関係会社の名称等

(注意事項)

(1)④の注意事項に準じて記載すること。

⑥ 運用財産の投資対象の時価に係る情報

イ 時価を把握することが困難である投資対象

運用財産が保有する投資対象の区分	投資対象の保有額	左記のうち時価を把握することが困難である投資対象の保有額	割合
法附則第3条の3第3項第1号へに規定する有価証券	百万円	百万円	%
その他	百万円	百万円	%
全体	百万円	百万円	%

(注意事項)

(1)⑤イの注意事項に準じて記載すること。

ロ 時価を把握することが困難である理由

--

⑦ 外国投資信託の状況

外国投資信託名			
設定年月日			
存続期間			
主な投資対象資産	区分		割合
	1		%
	2		%
	3		%

(注意事項)

- 法第2条第1項第10号に規定する外国投資信託の受益証券ごとに表を作成して記載すること。

2 本表は当期末を基準時として作成すること。外国投資信託の受益証券の計算期間と移行期間特例業務の届出を行った者の事業年度が異なる場合には、当期末以前の直近の計算期間末を基準時として記載すること。

3 「主な投資対象資産」の欄には、運用財産額に占める割合が大きい順に上位3位までの投資対象資産について、区分（株式（公開又は非公開）、債券（国債又は国債以外）等）ごとに記載すること。

なお、当該投資対象資産が存在する地域ごとに分けて記載すること。

4 本表について、これによりがたいやむを得ない事情がある場合には、誤解を生じさせない範囲内において、これに準じて記載することができる。

⑧ 外国投資信託の受益証券の募集又は私募の状況

区分		ファンド数	設定額
	単位型外国投資信託		百万円
	追加型外国投資信託		
	株式外国投資信託計		
	単位型外国投資信託		
	追加型外国投資信託		
	公社債外国投資信託計		
	単位型外国投資信託		
	追加型外国投資信託		
	不動産外国投資信託計		
	単位型外国投資信託		
	追加型外国投資信託		
	その他外国投資信託計		
合計			

（注意事項）

外貨建てファンドの場合は、設定日の外国為替レートにより邦貨換算すること。

⑫ 法附則第3条の3第5項第1号ハ又は第2号ハに掲げる行為に係る業務の状況

① 設定及び償還の状況

前期末		設定ファンド数	償還ファンド数	期中元本増減額	当期末	
ファンド数	元本額				ファンド数	元本額
	百万円			百万円		百万円

（注意事項）

⑫①の注意事項に準じて記載すること。

② 運用受託報酬その他の法第2条第8項第15号に掲げる行為に係る報酬

百万円

③ 自己又は関係会社が発行する有価証券の組入れ状況

運用財産総額	うち自己発行有価証券	うち関係会社発行有価証券
百万円	百万円	百万円
割合	%	%

(注意事項)

①③の注意事項に準じて記載すること。

④ 運用財産のファンドへの投資の状況

投資先ファンドの種類	価額の算出者	ファンド関係者における関係会社の名称等

(注意事項)

①④の注意事項に準じて記載すること。

⑤ 運用財産の投資対象の時価に係る情報

イ 時価を把握することが困難である投資対象

運用財産が保有する投資対象の区分	投資対象の保有額	左記のうち時価を把握することが困難である投資対象の保有額	割合
法附則第3条の3第3項第1号へに規定する有価証券	百万円	百万円	%
その他	百万円	百万円	%
全体	百万円	百万円	%

(注意事項)

①⑤イの注意事項に準じて記載すること。

ロ 時価を把握することが困難である理由

--

⑥ ファンドの状況（電子記録移転有価証券表示権利等に関する業務に係るものを除く。）

出資対象事業持分の名称		
出資対象事業の内容	(商品分類)	(内容)
出資対象事業持分の種別		
設定年月日		
業務の種別	運用・募集・私募の別	
募集・私募の期間		
出資金払込口座の所在地		
資金の流れ		
存続期間		
出資者の状況	出資者の区分	
	出資者数	
	法附則第3条の3第6項第1号に掲げる者	名
	うち個人	名
	法附則第3条の3第6項第2号に掲げる者	名
	うち個人	名
	法附則第3条の3第6項第3号に掲げる者	名
合 計	名	
主な出資者の種別	種別	
	1	%
	2	%
	3	%
1	商号・名称又は氏名	
	区分	(号)
	出資額	円

海外投資家等の状況	2	商号・名称又は氏名	
		区分	(号)
		出資額	円
	3	商号・名称又は氏名	
		区分	(号)
		出資額	円
	4	商号・名称又は氏名	
		区分	(号)
		出資額	円
	5	商号・名称又は氏名	
		区分	(号)
		出資額	円
	6	商号・名称又は氏名	
		区分	(号)
		出資額	円
	7	商号・名称又は氏名	
		区分	(号)
		出資額	円
	8	商号・名称又は氏名	
		区分	(号)
		出資額	円
	9	商号・名称又は氏名	
		区分	(号)
		出資額	円
	10	商号・名称又は氏名	
		区分	(号)
		出資額	円
		区分	金額 備考
		現金	百万円
		有価証券	百万円

ファンドの資産構成	うち非上場株式		百万円	
	デリバティブ資産		百万円	
	暗号等資産		百万円	
	合計		百万円	
先物取引の状況	ロング・ポジション		ショート・ポジション	
	百万円		百万円	
主な投資対象資産	区分			割合
	1			%
	2			%
	3			%
金融商品取引行為の相手方の状況	相手方		取引額	備考
			百万円	
			百万円	
			百万円	
			百万円	
総出資額	百万円 (百万円)			
純資産額	百万円			
純資産額（1年前）	百万円			
総資産額	百万円			
配当額（分配額）	配当等利回り	直近1年間の総支払配当等額	設定来総支払配当等累計額	
	%	百万円	百万円	
想定配当等利回り	%			
解約額	百万円	口	名	
償還額	百万円	口	名	

（注意事項）

- 法第2条第2項第6号に係るみなし有価証券について、出資対象事業持分ごとに表を作成して記載すること。ただし、出資者が特定投資家のみである同号に係るみなし有価証券については、「出資対象事業持分の名称」、「出資対象事業の内容」、「出資対象事業持分の種別」、「業務の種別」、「出資者の状況」、「主な出資者の種別」、「海外投資家等の状況」、「先物取引の状況」、「主な投資対象資産」、「総出資額」、「純資産額」、「純資産額（1年前）」及び「総資産額」の欄を記載すれば足りる。

当期において募集又は私募の実績がなくとも、過去に募集又は私募を行った同号に係るみなし有価証券で、存続期間の終期が当期以降に設定されているものについては、当該みなし有価証券についても記載すること。

- 2 本表は当期末を基準時として作成すること。ファンド（法第2条第2項第6号に係るみなし有価証券を有する者から出資又は拠出を受けた資産をいう。以下この注意事項において同じ。）の計算期間と移行期間特例業務の届出を行った者の事業年度が異なる場合には、当期末以前の直近の計算期間末を基準時として記載すること。
- 3 「出資対象事業の内容」の欄には、出資又は拠出を受けた金銭その他の財産を充てて行う事業の内容を具体的に記載すること。
- 4 「出資対象事業持分の種別」の欄には、外国の法令に基づく権利であって、「民法上の組合契約」、「匿名組合契約」、「投資事業有限責任組合契約」、「有限責任事業組合契約」、「社団法人の社員権」又は「その他の権利」に類するものの別について記載すること。また、「その他の権利」に類するものにあっては、具体的にその内容を記載すること。なお、その準拠法の名称及び主な内容を記載すること。
- 5 「運用・募集・私募の別」の欄には、当期末時点において法附則第3条の3第5項第1号ハに掲げる行為に係る業務を行っている場合は「運用」と記載すること。当該業務に加えて、当期において同項第2号ハに掲げる行為に係る業務のうち募集に係る業務を行った場合は「運用・募集」と、同号ハに掲げる行為に係る業務のうち私募に係る業務を行った場合は「運用・私募」と記載すること。
- 6 「出資金払込口座の所在地」の欄には、顧客が出資金を払い込む口座の所在する国又は地域の名称を記載すること。
- 7 「資金の流れ」の欄には、ファンドに係る送金若しくは送付又は管理若しくは保管を行う者の商号又は名称及び役割を記載すること。
- 8 「主な出資者の種別」の欄には、「外国法人」、「外国人等」、「金融商品取引業者等」、「事業法人等」、又は「その他」の種別ごとに合計した出資額について、総出資額に占める割合が大きい順に上位3位の種別について記載すること。ただし、総出資額に占める割合が百分の五以下である場合には記載を要しない。

なお、出資者の種別の定義は以下のとおりとする（9において同じ。）。

「外国法人」

法附則第3条の3第6項第1号に掲げる外国法人をいう。

「外国人等」

法附則第3条の3第6項第1号に掲げる外国に住所を有する個人、令附則第12項第1号若しくは第2号に掲げる者又は附則第64条第1項第4号若しくは第5号に掲げる者をいう。

「金融商品取引業者等」

附則第64条第2項に規定する者をいう。

「事業法人等」

令附則第12項第3号に掲げる者又は附則第64条第1項第1号に掲げる者をいう。

「その他」

上記の種別のいずれにも該当しない者をいう。

9 「海外投資家等の状況」の欄には、出資額が大きい順に上位10者について記載すること。「区分」の欄には、各海外投資家等に関し、出資者の種別を記載すること。

また、法附則第3条の3第6項各号のいずれに該当するかを括弧書で記載すること。

10 「ファンドの資産構成」の欄には、それぞれの資産の区分ごとに残高（金額）を記載すること。現金、有価証券、うち非上場株式、デリバティブ資産及び暗号等資産以外の資産の区分に該当する資産については、具体的な資産の内容を記載した上で、残高（金額）を記載すること。なお、暗号等資産については邦貨換算に用いた標準を記載することとし、金額による記載が困難なものについては、合理的な単位をもって記載すること。

また、「備考」の欄には、それぞれの資産の区分ごとに外国に所在する資産の残高（金額）、割合及び邦貨換算した際の外国為替レートを記載すること。

11 「先物取引の状況」の欄のうち、「ロング・ポジション」の欄には、先物取引（法第2条第21項第1号及び第2号に掲げる取引（これらに類似する外国市場デリバティブ取引を含む。）をいう。以下11において同じ。）の買持ちの持ち高を記載すること。

「ショート・ポジション」の欄には、先物取引の売持ちの持ち高を記載すること。

12 「主な投資対象資産」の欄には、運用財産額に占める割合が大きい順に上位3位までの投資対象資産について、区分（株式（公開又は非公開）、債券（国債又は国債以外）等）ごとに記載すること。なお、当該投資対象資産が存在する地域ごとに分けて記載すること。

13 「金融商品取引行為の相手方の状況」の欄には、当期において権利者のために行った金融商品取引行為のうち、当該ファンドの総出資額の百分の十以上に相当する額である取引について記載すること。

「相手方」の欄には、権利者のために行った金融商品取引行為の相手方の商号又は名称を記載すること。相手方から商号又は名称を開示することについて同意が得られていない場合は記載を要しないが、「相手方」の欄にその旨を記載すること。相手方が、自己又は関係会社の場合は、全ての相手方について記載し、商号又は名称に下線を引いた上で、自己と相手方との関係内容（資本関係及び人的関係をいう。）を記載すること。

「取引額」の欄には、「相手方」ごとに権利者のために行った金融商品取引行為に係る有価証券の売買高及び想定元本ベースのデリバティブ取引高の合計金額を記載すること。

「備考」の欄には、「相手方」ごとに権利者のために行った主な金融商品取引行為の概要について注記すること。

14 「総出資額」の欄には、基準時におけるファンドの出資額の残高（累積出資額から償還・解約等された分を控除したもの）を記載すること。このうち、当該ファンドの計算期間中に新規に出資又は拠出を受けた分については、下段に内書（括弧書）としてその金額を記載すること。ただし、計算期間が1年でない場合は、直近の1年間において新規に出資又は拠出を受けた分を記載すること。また、暗号等資産での出資がある場合には、その残高（金額）及び邦貨換算に用いた標準を記載すること。なお、金額による記載が困難なものについては、合理的な単位をもって記載すること。

15 「想定配当等利回り」の欄には、予定利回り、目標利回りその他の名称を問わず、法第2条第2項第6号に係るみなし有価証券の取得勧誘時に顧客に提示した配当等の利回り（年率）を記載すること。

16 「解約額」の欄には、基準時が含まれる計算期間中に解約を行った額の合計、その口数及びその人数を記載すること。ただし、ファンドの計算期間が1年でない場合は、直近の1年間において解約を行った分を記載すること。

17 「償還額」の欄には、基準時が含まれる計算期間中に償還期限が到来して償還を行った額の合計、その口数及びその人数を記載すること。ただし、ファンドの計算期間が1年でない場合は、直近の1年間において償還を行った分を記載すること。

18 本表について、これによりがたいやむを得ない事情がある場合には、誤解を生じさせない範囲内において、これに準じて記載することができる。

⑦ ファンドの状況（電子記録移転有価証券表示権利等に関する業務に係るものに限る。）

出資対象事業持分の名称		
出資対象事業の内容	(商品分類)	(内容)
出資対象事業持分の種別		
設定年月日		
業務の種別	運用・募集・私募の別	
募集・私募の期間		
出資金払込口座の所在地		
資金の流れ		
存続期間		
出資者の状況	出資者の区分	
	出資者数	
	法附則第3条の3第6項第1号に掲げる者	名
	うち個人	名
	法附則第3条の3第6項第2号に掲げる者	名
	うち個人	名
	法附則第3条の3第6項第3号に掲げる者	名
合 計	名	
主な出資者の種別	種別	
	出資割合	
	1	%
	2	%
	3	%

海外投資家等の状況	1	商号・名称又は氏名	
		区分	(号)
		出資額	円
	2	商号・名称又は氏名	
		区分	(号)
		出資額	円
	3	商号・名称又は氏名	
		区分	(号)
		出資額	円
	4	商号・名称又は氏名	
		区分	(号)
		出資額	円
	5	商号・名称又は氏名	
		区分	(号)
		出資額	円
	6	商号・名称又は氏名	
		区分	(号)
		出資額	円
	7	商号・名称又は氏名	
		区分	(号)
		出資額	円
	8	商号・名称又は氏名	
		区分	(号)
		出資額	円
	9	商号・名称又は氏名	
		区分	(号)
		出資額	円
	10	商号・名称又は氏名	
		区分	(号)
		出資額	円

ファンドの資産構成	区分		金額	備考
	現金		百万円	
	有価証券		百万円	
	うち非上場株式		百万円	
	デリバティブ資産		百万円	
	暗号等資産		百万円	
	合計		百万円	
先物取引の状況	ロング・ポジション		ショート・ポジション	
	百万円		百万円	
主な投資対象資産	区分			割合
	1			%
	2			%
	3			%
金融商品取引行為の相手方の状況	相手方		取引額	備考
			百万円	
			百万円	
			百万円	
			百万円	
総出資額	百万円 (百万円)			
純資産額	百万円			
純資産額（1年前）	百万円			
総資産額	百万円			
配当額（分配額）	配当等利回り	直近1年間の総支払配当等額	設定来総支払配当等累計額	
	%	百万円	百万円	

想定配当等利回り	%		
解約額	百万円	口	名
償還額	百万円	口	名

(注意事項)

⑥の注意事項に準じて記載すること。

⑧ 法第2条第2項第6号に係るみなし有価証券の募集又は私募の状況（電子記録移転有価証券表示権利等に関する業務に係るものを除く。）

区分	ファンド数	契約額
法第2条第2項第6号に係るもの		百万円
合計		

⑨ 法第2条第2項第6号に係るみなし有価証券の募集又は私募の状況（電子記録移転有価証券表示権利等に関する業務に係るものに限る。）

区分	ファンド数	契約額
法第2条第2項第6号に係るもの		百万円
合計		

2 経理の状況

貸借対照表、損益計算書を作成し、提出することとする。ただし、届出者が法人格なき組合等を構成する者として届出を行った者である場合には、当該組合等の貸借対照表、損益計算書を提出することとする。届出者が個人である場合には、確定申告書に記載すべきこととされている事項を記載した書面を提出すれば足りる。